

# ワシントン動向（2025年3月）

1. 関税の状況と見通し
2. 内政・議会動向
3. 国際情勢
4. 気候変動規制緩和

**Marubeni**

丸紅米国会社ワシントン事務所

2025年 3月28日

## 相互関税：米国が目指す公平で互恵的な通商関係 貿易相手国毎に適切な関税率を精査

- 2月13日、トランプ政権は互恵的な通商及び関税に関する覚書を発表。貿易赤字の削減に向け、公平で相互的な計画（“Fair and Reciprocal Plan”）を導入し、貿易相手国の関税率及び非関税障壁を考慮した上で、米国の輸入品に対する適切な関税率を国毎に精査する考え。各国の規制、補助金、許認可、為替レート、消費税・付加価値税、商習慣など、幅広い項目が調査対象になり得る。
- 関税率は調査結果の判明後に国毎に決定されるとみられるため、実施時期、適用される関税率、対象国や分野などは現時点では不明。法的根拠は232条、301条、338条、IEEPAなどが活用される可能性がある。

### 米国が問題視する非関税障壁を含む通商関連項目

#### Fair and Reciprocal Planの調査対象となる項目：

- 米国製品に対する関税率
- 米国の企業、労働者、消費者に課される付加価値税を含む不公平、差別的、治外法権的な税金
- 補助金や過度な規制を含む非関税障壁及び不公平な政策や商習慣
- 適正な市場価格から乖離するような為替操作、賃金の抑制、その他の重商主義的な政策
- その他、財務長官、商務長官、貿易・製造業担当上級顧問と協議の下、米通商代表が市場アクセスへの制限や公平な競争への障害があると判断するもの

#### 不公平な貿易慣行として挙げられている具体例：

- エタノールに対する関税は米国の2.5%に対し、ブラジルは18%
  - 農産物に対する平均関税率は米国の5%に対し、インドは39%
  - 二輪車に対する関税率は米国の2.4%に対し、インドは100%
  - 甲殻類について米国は欧州からの輸入を認めているが、EUは米国の48州からの輸入を禁止
  - 自動車に対する関税は米国の2.5%に対し、EUは10%
  - 米国はデジタルサービス税を導入していないが、カナダ及びフランスは米国企業から年間5億ドルを徴収
- (出所) ワシントン事務所

## 相互関税：非関税障壁

### 農作物からデジタルまで幅広い非関税障壁

- USTRは毎年、外国貿易障壁報告で関税/非関税障壁を報告。最新版は2024年3月に公表された。
- USTRはAmerica First Trade Policy大統領令を受け非関税障壁に関するパブコメを実施。

### 2024年外国貿易障壁報告書

- 日本は農作物（コメ、小麦）の政府一括購入制度、食品に対する検疫制度、自動車の安全基準や周波数割当制度、補助金などが非関税障壁として挙げられている。

### USTRに提出されたパブリックコメント

- 日本の自動車安全基準（米国の安全基準を部分的しか認定せず）、日本独自の充電タイプ（CHAdeMO）に限定したEV補助金、日本のデジタルプラットフォーマー（Google、Appleなど）を狙い撃ちした規制法
- 中国、韓国、欧州、豪州、台湾などの食肉（豚肉、鶏肉、牛肉）に対する恣意的な輸入規制措置（ホルモンや家禽伝染病などの理由。認定施設の更新不許可など）、インドネシア、サウジアラビアなどの不透明なハラール認証制度
- 中国、欧州、インド、インドネシア、韓国、日本、カナダ、メキシコの農作物（大豆、トウモロコシ、じゃがいも、チェリーなど）に対する不透明な検疫基準や輸入許可制度など
- 中国の重要鉱物に関する価格操作
- 中国の国内企業に対する補助金、政府調達、知的財産、許認可での優遇
- ブラジルのバイオ燃料に対する環境規制（RenovaBio）、インドの燃料グレードのエタノール輸入禁輸、EUの穀物ベースエタノールによる航空/船舶燃料の輸入規制、メキシコのバイオ燃料の混合規制
- カナダ、欧州、インドなどのデジタルサービス税、プライバシー規制、各種費用

(出所) USTRからワシントン事務所作成。

## 相互関税：標的になりやすい国

## 貿易赤字、関税率などがクライテリアか

- 貿易赤字額では中国、メキシコ、ベトナムが突出。EU全体では2,400億ドルと中国に次ぐ貿易赤字。ベトナムは貿易赤字額が近年急増、為替や高関税でも問題視される可能性が。ベッセント財務長官は10-15カ国（Dirty 15）が最初のターゲットになると示唆。
- 付加価値税は関税ではないものの、米からの輸入品に課せられ、米への輸出品は免除されるものとして、不公正貿易慣行との位置づけ

	米国の財貿易赤字 (2024、億ドル)	単純平均関税率 (最恵国待遇税率、%)	付加価値税	為替操作監視国(*) (2024)	その他
中国	-2,954	8.0	13, 9, 6%	○	双方追加関税(米の中国に対する平均税率はトランプ1期目で17.5%とNY連銀が推算)
メキシコ	-1,718	7.0	16%		シェインバウム大統領との関係は相対的に良好と考えられている
ベトナム	-1,235	9.0	10%	○	近年対米貿易黒字が急増。中国の迂回輸出が指摘されている
アイルランド	-867	5.0	23%		3/12の首脳会談でも医薬品の貿易赤字が議題に
ドイツ	-848	5.0	19%	○	VW CFOが対米投資増加に言及
台湾	-739	6.3	5%	○	TSMCが1000億ドルの対米投資を発表
日本	-685	3.7	10~8%	○	コメ、乳製品、牛肉などの高関税、自動車の型式認証などが問題視
韓国	-660	13.4	10% (一部免税)	○	アラスカLNGプロジェクトに関しワークショップを設立
カナダ	-633	3.8	15~5%		カーニー新首相の手腕が注視される
インド	-457	17.0	18%		高関税が問題視されている

(出所) 米商務省、財務省、WTOなどからワシントン事務所作成。

(\*) 為替操作監視国は、3つの要件（対米財サービス貿易黒字が150億ドル以上、国際経常黒字がGDP比3%以上、継続的かつ一方的な為替介入）を満たす国が指定される。中国以外は3要件全てが該当。中国は為替関連データが公開されていないため、該否判定不能だが、貿易赤字が突出しているため、継続的に指定されている。

## 予測困難な状況が続く

### 様々なシナリオが存在

今後のタイムライン：

- 4/1 America First Trade Policyで指示された財務省、商務省、USTRなどの報告期限
- 4/2 対加墨追加関税におけるUSMCA適用品目の除外措置終了？相互関税発表
- 4/3 自動車に対する232条関税徴収開始
- 4/30 トランプ政権100日目
- 5/3 自動車部品に対する232条関税徴収開始

今後の見通し：

#### 対メキシコ・カナダ

- 関係国間の交渉及びUSMCA品目の除外終了（4/2）の判断が当面の注目。移民対策と違法薬物対策における進展が関税撤回につながるのか、その他の条件も加わるのか。さらなる除外措置の延長有無、USMCAの見直しを巡る動き。相互関税と置き換えられるか。

#### 対中国

- 今後の関税率の変更（引き上げ・引き下げなど）や対象の変更の可能性及び米中間の首脳会談の実施の有無。恒久的正常貿易関係（PNTR）の撤廃有無や、追加された20%関税のインフレや米国経済へのインパクトにも注目。

#### 相互関税

- 発動は4月1日以降になる見通しだが、そこを待たずに各国との交渉が実施される方向。関税だけでなく、非関税障壁も議論の対象となり、適用税率・対象国・対象セクター・実施時期・準拠法・適用目的・除外措置・為替を含む通商合意の有無など幅広いシナリオが存在。予算、財政、減税などの議論も関税政策の影響。

#### セクター別関税

- 鉄鋼・アルミ追加関税の適用除外停止に加え、自動車及び自動車部品の232条追加関税も発表。不透明な米国産コンテンツの算出方法で実務的な混乱が懸念。この他、半導体、医薬品などへの関税賦課にも繰り返し言及。レアアース、蓄電池などへの関税賦課についてもこの数週間で発表される可能性。この他、銅や木材に対する232条調査（それぞれ25年11月、12月が調査期限）や造船/海運に対する規制、投資規制なども注目。

## 内政・議会動向

### トランプ2.0における「レピュテーション・リスク」とは

- (2/14) ・トランプ大統領、国家エネルギー支配評議会を大統領府内に設立。
- (2/17) ・リベラル系ポッドキャスト「マイダスタッチ」がダウンロード数で「ジョー・ローガン・エクスペリエンス」を抜いて1位に。
- (2/19) ・トランプ氏、NY市で導入された「渋滞税」に対する連邦許認可を撤回。  
・ファーガソンFTC委員長、前政権で採用された厳格な合併ガイドラインを維持する方針を表明。
- (2/20) ・共和党重鎮マコネル前上院院内総務、2027年に引退を表明。  
・上院、リコンシリエーション法案の前提となる予算決議を採択。  
・保守政治活動協議会（CPAC）開幕。それに対抗する反トランプ保守団体、「プリンシプル・ファースト」も年次総会を開催。
- (2/21) ・トランプ氏、ブラウン統合参謀本部議長を解任。  
・トランプ氏、不法移民対策のトップ、移民税関捜査局（ICE）のビテロ局長代行を解任。
- (2/22) ・DOGE、全ての連邦職人に一斉に「先週何をした？」メールを送信。
- (2/24) ・アップル、米国での生産拡大に向け、今後4年間に5,000億ドルを投資すると発表。  
・ヤンキンVA州知事、失職した連邦職員の雇用機会を提供すると宣言。
- (2/25) ・下院、予算決議を採択。次の注目は上下両院による同決議の一本化作業。
- (3/3) ・TSMC、米国での生産拡大に向け、投資予定額に1000億ドル追加。これまでの発表と合わせて計1650億ドルの投資を予定。
- (3/4) ・トランプ氏、議会で施策方針について演説。
- (3/5) ・ブラックロック、パナマ運河の港湾運営会社の株式90%、23カ国43港を運営する会社の株式80%をCKハチソンから買い取ることで合意。
- (3/13) ・FCC、安保会議を設立。目標はサプライチェーンに関する敵国依存の低下、サイバー防衛の強化、重要技術に関する優位性維持。
- (3/15) ・トランプ氏、暫定予算案に署名し、政府閉鎖を回避。年度末まで有効。

#### ▽トランプ氏に狙い撃ちにされる個人、法人

トランプ大統領は第2期政権において、自身やその政策に非協力的または批判的と見なした個人、企業、機関に対して、これまで以上に厳しい批判や攻撃を行っている。企業にとっては、その影響がSNSでの非難や世論によるボイコット、さらには政治的・法的制裁といった形で即座に現れ、トランプ政権下における深刻なレピュテーション・リスク（評判の失墜）を意識する必要がある。企業および個人の双方において、トランプ大統領に対する批判的な発言や立場を公に表明する際には、十分な配慮が求められる。

学生 親パレスチナデモに参加した永住権を持つ大学生に対し、移民当局は国外追放処分を科した。連邦地裁は追放手続きを一時停止。

学者 最近、空港での電子機器検査が増加傾向に。仏研究者が米入国時に電子機器検査を受け、反トランプ的言動を理由に入国拒否されたが、後に機密情報所持が理由とされ、容疑は全て撤回された。

法律事務所 トランプ政権は主要法律事務所に対し契約見直しや立入制限を実施。Paul Weissは調査に応じ無償支援を約束し、Perkins Coieは違憲として提訴した。

シンクタンク トランプ政権の反DEIをはじめとする基本理念に反する研究や制度を推進するシンクタンクも標的に。米平和研究所（USIP）や、ウィルソンセンターが主な例。CFRはホームページからDEIに触れた文言を削除。

元政府高官 ポンペオ元国務長官、フック元イラン特使、ボルトン元安保補佐官、ファウチ元首席医療顧問などの警護が撤回された。

法人 今のところ特定企業が狙い撃ちにされる事例はないが、第1次トランプ政権ではUnited Technologies（UTC）が子会社Carrier社がインディアナ州の工場からメキシコへの移転を発表し、トランプ氏から「雇用流出」の象徴として名指しされ、関税や契約見直しの圧力を受けた。政権との和解で一部雇用維持と引き換えに州からの支援を受けた。Goodyearは社内研修資料において「MAGA帽子禁止」と解釈される内容やBLMやLGBTQ+に寛容な制度を推進する方針が流出し、トランプ氏がボイコットを呼びかけた。

## 国際情勢

### 現実味を帯び始めたイスラエルのイラン攻撃シナリオ

- (2/18) ・米露高官団、サウジアラビアで協議。ウクライナ紛争終結の枠組みについて。
- (2/21) ・トランプ氏、イスラエルへの武器輸出に関し、人道上の制約を設定する国家安全保障覚書（NSM20）を撤回。
  - ・ベセント財務長官、何立峰副首相、初のオンライン協議を実施。
  - ・ケロッグ米特使、ウクライナを訪問。重要鉱物に関しゼレンスキー大統領と協議。
- (2/23) ・ドイツ選挙。最大野党会派CDU・CSUが第1党に。極右AfDは第2党。
- (2/24) ・国連総会特別会合でウクライナやEUが提案した戦闘停止、露軍撤退を求めた決議案は93カ国の賛成多数で採択。米露など18カ国は反対。
  - ・同日、国連安保理で露宇戦争の早期終結を呼びかけた決議案は、米露中など9カ国の賛成で通過。他方、英仏をはじめNATO同盟5カ国は棄権。
  - ・仏マクロン大統領、訪米。トランプ氏と会談
- (2/26) ・IAEA、イランの核兵器級に近い濃度のウラン貯蔵量が過去3か月に50%増加したと発表。IAEAは昨年12月、同国による高濃縮ウランの生産能力が7倍増したと報告。
- (2/27) ・トランプ氏、ホワイトハウスで英スターマー首相と会談。
- (2/27) ・トランプ氏、ホワイトハウスでウクライナのゼレンスキー大統領と会談。
- (3/1) ・クルド労働党（PKK）、トルコとの停戦を宣言。
- (3/3) ・トランプ氏、ウクライナ向け軍事支援を停止。
- (3/4) ・米財務省、シェブロン社のベネズエラ事業停止に関する一般免許を公布。
  - ・米商務省、イエメンの親イラン組織フーシ派を「外国テロ組織」に再指定。
- (3/10) ・クルド勢力「シリア民主軍」（SDF）、シリア暫定政府との統合に合意。
  - ・インドネシア・ベトナム首脳会談：両国関係を包括的戦略パートナーシップに格上げすることで合意。
- (3/15) ・米国、イエメンのフーシ派に対する空爆作戦を開始。
  - ・カナダ首相にカーニー元中央銀行総裁が就任。
- (3/18) ・イスラエル、ガザへの軍事作戦を再開。

#### ▽イスラエルと米国、イラン核施設攻撃で乖離？

トランプ政権のフーシ派作戦が通信アプリ「シグナル」で記者に漏洩した事件が注目される中、当地ではイスラエルによるイラン核施設空爆の可能性を巡る議論が活発化。

イスラエルがイランへの攻撃を急ぐ背景として、シリア・アサド政権の崩壊、ハマス、ヒズボラの弱体化、そしてイランの核兵器開発が臨界点に近づいていることがある。トランプ政権が外交による解決に向け制裁圧力を強化する一方で、イスラエルは軍事行動の機会が限定されつつあると認識しており、これが両国間の政策的乖離を招く可能性がある。

（参考：マイケル・アレン著 [“Will Israel and the United States Diverge on Iran?”](#)）

#### ▽シナリオ1：イスラエルによる単独攻撃、米国は反対或いは黙認

イスラエルが単独でイラン核施設を攻撃。一方で、長距離攻撃の実施にはアラブ諸国の領空通過やきわめて複雑な兵站が必要であり、戦略的にもアラブ諸国からの反発や国際的非難、イランの報復を招くリスクが高い。米国はこうした行動に対して慎重または抑制的な立場をとるが、政権内ではエスカレーション防止のために明確な反対姿勢を示すべきだとの意見も。

#### ▽シナリオ2：イスラエルの作戦に米国は限定的に協力

イスラエルがイランに対する攻撃を開始し、米国はミサイル防衛や空中給油、空域調整といった限定的な支援を行うが、直接の軍事介入への参加は控える。これは、戦争回避を望むトランプ政権の姿勢と、イスラエルとの関係維持を両立させる戦略的選択と位置づけられる。

#### ▽シナリオ3：イスラエルと米国による共同作戦

イスラエルと米国が共同でイランの核施設に対する攻撃を実施するシナリオでは、イランの核兵器能力に対する共通認識と、同国の報復能力が限定的であるとの判断が行動の背景にある。トランプ政権が脅威の早期無力化と米国の決意の誇示を図る一方で、作戦の実効性や地域的エスカレーション、湾岸諸国の反発およびエネルギー市場への影響が重大な懸念材料となる。

#### ▽シナリオ4：イスラエル、米国に説得されて攻撃を断念

米国が外交や封じ込めを優先し、イスラエルによる軍事行動を思いとどまらせるシナリオでは、地域の安定が維持されるものの、米イスラエル関係に緊張をもたらす可能性がある。イスラエルの行動抑制がイランを増長させる懸念もあり、トランプ政権によるテヘランへの働きかけや中露との調整の重要性が増す。

## 「31の歴史的な規制緩和」

### 環境保護庁（EPA）が各種規制緩和策を発表(3/12)

- 石炭火力やエネルギー業界の規則緩和や、温暖化効果ガス(GHG)の規制の撤廃など
- クリーンパワープランは第1次政権同様に緩和した新ルール適用か。自動車排ガス規制はMY2027からの緩和を目指す。炭素の社会的費用の見直しは、気候変動政策のバランスが大きく変化する可能性も。2009年の「危険性認定」が覆れば影響は大きい（次頁詳述）

#### 米国のエネルギー解放

##### 火力発電所の規制（クリーン・パワー・プラン2.0）の再検討

石油・ガス産業を抑制する規制（O000 b/c）の再検討（メタンや揮発性有機化合物の排出規制）

石炭火力発電所を不適切に標的とした水銀・大気毒性基準（MATS）の再検討

米国のエネルギー供給に大きなコストを課した温室効果ガス報告プログラム（GHG Reporting Program）の義務化の再検討

低コストの電力供給を確保しつつ水資源を保護するための蒸気発電業界向けの制限・ガイドライン・基準（Steam Electric ELG）の再検討

米国のエネルギー解放を促進するための石油・ガス開発に関する排水規制（Oil and Gas ELG）の再検討

米国の石油・天然ガス精製所および化学施設の安全性を低下させたバイデン＝ハリス政権のリスク管理プログラム規則（Risk Management Program Rule）の再検討

#### 米国の家庭の生活費を削減

バイデン＝ハリス政権の電気自動車義務化の基盤となった軽・中・大型車両規制（Car GHG Rules）の再検討

2009年の危険性認定（Endangerment Finding）およびその認定に基づく規制・措置の再検討

食料品店の食品価格や半導体製造のコストを引き上げた技術移行規則（Technology Transition Rule）の再検討

米国の製造業と中小企業の機会を奪った微粒子国家環境空気質基準（PM 2.5 NAAQS）の再検討

米国のエネルギー・製造業分野に影響を与える複数の有害大気汚染物質国家排出基準（NESHAPS）の再検討

米国の家庭向けの手頃なエネルギー供給を脅かす地域ヘイズプログラム（Regional Haze）の再構築

バイデン＝ハリス政権の「炭素の社会的費用」の見直し

米国の消費者コストを押し上げる不要な官僚的負担を軽減するため、EPAの本来の任務に執行資源を振り向ける（Enforcement Discretion）

バイデン政権の環境正義およびDEI（多様性・公平性・包括性）部門の廃止（EJ/DEI）

#### 協力的な連邦主義の推進

バイデン＝ハリス政権が連邦規制の適用範囲を拡大し、多くの州および業界の州実施計画を拒否する要因となった「グッド・ネイバー・プラン」の廃止

バイデン＝ハリス政権が解決を拒否した州実施計画（SIPs）および部族実施計画（TIPs）の膨大な未処理案件を州や部族と協力して解決

州および部族の実施計画において野焼きの許可を優先できるよう、特殊事項の規則作成を再検討（Exceptional Events）

科学諮問委員会および大気科学諮問委員会（SAB/CASAC）の再編成

州の許可審査を迅速化し、石炭灰規制を更新するための石炭灰プログラムの優先化（CCR Rule）

執行裁量権を活用し、ハリケーン・ヘレーネからのノースカロライナ州の復興を支援

（出所）EPA、環境省などよりワシントン事務所作成、ハイライト部分は注目施策、EPAは31アクションと公表しているが、項目は22個。NESHAPは複数の規則あるなど、1項目に複数アクションあると考えられる

# 気候変動政策の「聖杯」にメスが入るか？

## トランプ政権は温暖化効果ガス規制の根拠となっている2009年の「危険性認定」の撤回を目指す

- EPAがCO2などのGHGを規制する根拠となっているのが、2009年に公表された、GHGが公衆衛生と公共福祉の脅威になるという「危険性認定（EF）」。
- トランプ政権は左派がこれを「聖杯」にしているとして、大規模な規制緩和を素早く実現するために撤回を目指す。
- 1/20の大統領令で、EPAに対し撤廃方針の策定を指示。
- ただし2009年までに議論が出尽くしている事もあり、撤廃できる可能性は小さいと考えられている。

### 2009年「危険性認定（EF）」

CO2、メタン、亜酸化窒素、フッ素系ガスなどの6つのGHGが、公衆衛生及び公共福祉を脅かす大気汚染物質と認定。同時に自動車などから排出されるこれらGHGが大気中の濃度増に寄与することも認定

↓  
燃費や排ガス規制の根拠に

EF認定にあたり38万件以上のパブコメや膨大な技術資料が用いられている。

#### 大気浄化法

(CAA,1963)202(a)1

EPAは自動車等から排出される、公衆衛生または公共福祉の脅威となる大気汚染の原因などになる大気汚染物質に対する基準を設けることが課されている

#### 2007年最高裁判断

(Massachusetts vs EPA)

99年にNPO等がEPAに、CO2等GHGがCAAの大気汚染物質に該当するとして規制を要請するも、03年（ブッシュ子政権）にEPAが拒否したことから法廷闘争に。07年に最高裁がGHGは規制対象になるかどうかEPAは認定する義務があると判断。

### トランプ政権やEF反対派の主張

- 認定には将来のコストが勘案されていなかった（7つの自動車規制により1兆ドルの経済損失、大規模停電等）
- 自動車以外にも適用されている
- EF認定は具体的な基準がなく飛躍的な結論（6つのGHGが総合的に危険性認定されているが、自動車は6つのガスを出していない。どれほどの濃度が公衆衛生の脅威になるか示されていない）
- EFから16年の間、技術や社会進歩が起こったが、EFへの影響について検討されていない。またその間の、シェブロン法理撤回、主要問題法理（重大な問題は議会の明確な権限付与が必要）、EPAに規制制定時のコスト試算を義務付ける判例、小型施設へのGHG規制を却下した判例なども考慮されていない
- 2007年の最高裁判断はGHGが規制対象になる、という判断ではないため、最高裁がGHGの脅威を判断することは可能
- 世界的なGHG排出量が増加しているなか、EPAの規制では気候変動という目標が達成できず、正当性がない
- GHGが温暖化を引き起こさないという証明は不要で、GHGが**危険な**温暖化を引き起こす科学的証拠がない、と結論づければよい

### EF撤回の難しさ

- EF認定後、幾度と撤廃を求める裁判が行われたが、何れもEFを支持(23年12月にも、最高裁は審理を拒否)
- Roe v Wadeのように最高裁が以前の憲法解釈を変更することはあるが、法解釈を変更することは稀
- 気候変動が公衆衛生などの脅威に当たらないという膨大な科学的根拠の提示が必要
- 気候変動の脅威の現実性は16年前より高まっている（気温上昇、天災多発）
- 第1次政権でも検討したが、保守派からの反対があり頓挫
- EF撤回には多大なリソース（時間、人材）が必要であり、かつ失敗した場合の政治的ダメージが大きい

(出所) EPA、Manhattan Contrarian、各種報道などからワシントン事務所作成

# Marubeni

Marubeni America Corporation, Washington Office  
1717 Pennsylvania Ave. NW #375, Washington DC, 20006

(免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰属するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。
- 本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど（以下「情報」といいます）は、当社の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用および引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で、複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。